

注意喚起文書

外国為替 F X 取引に係るご注意

- 本取引は、店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、原則として、訪問又は電話による勧誘はできない取引となっています（不招請勧誘の禁止）。（注1）
- 本取引は、当社とお客様との間で成立する通貨関連店頭デリバティブ取引ですが、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生じることがあります。
- 本取引は、証拠金率の設定状況、急激な価格の変動、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいこと等により、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。なお、本取引は、証拠金の元本及び利益が保証されたものではありません。
- お取引の内容等、ご相談や苦情等につきましては、当社「お客様相談窓口」又は、以下の窓口にお申し出いただくこともできます。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

電話番号 0120-645-005

- 本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において本取引を行うことが肝要です。

（注1） ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- ・勧誘の日前 1 年間に、2 以上のお取引いただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合
- ・外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

外国為替 F X 取引の重要事項説明書 (兼 契約締結前交付書面)

外国為替 F X 取引をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解ください。

また、お客様は、外国為替 F X 取引を行う上で、本説明書のほか、当社の約款、確認書、取引ルール等に拘束されますので、あらかじめよく読みいただき、ご理解、ご同意の上で取引を行ってください。

外国為替 F X 取引は、当社とお客様との間で成立する通貨関連店頭デリバティブ取引ですが、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生じることがあります。外国為替 F X 取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において本取引を行うことが肝要です。

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客様に交付する書面であり、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「内閣府令」といいます。）第 123 条第 4 項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引について説明します。

外国為替F×取引のリスク等重要事項について

【価格変動リスク等】

外国為替F×取引は元本を保証するものではなく、取引対象である通貨の価格がお客様の想定と逆の方向に変動した場合や、スワップポイントの支払により損失が生じることがあります。また、証拠金率の設定状況、急激な価格の変動、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいこと等により、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。なお、外国為替F×取引は、証拠金の元本及び利益が保証されたものではありません。

さらに、相場状況の急変により、ビッド価格とアスク価格のスプレッド幅が広がったり、注文価格と実際の約定価格との間に差（スリッページ）が生じる場合があります。

【当社の信用リスク】

外国為替F×取引は、当社とお客様の間で行う相対取引です。したがって、当社の業務又は財産の状況によっては、当社の信用状態が悪化する結果、お客様が損失を被るおそれがあります。

【ロスカット等のリスク】

ロスカットの執行には、ある程度の時間を要するため、お客様の証拠金維持率が当社所定の基準を下回ったとしても、必ずしも直ちにお客様の建玉が決済されるわけではありません。したがって、相場が急激に変動した場合には、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。証拠金の額を上回る損失が生じた場合には、その超過額をお支払いただきます。

【システムリスク】

取引システム又は当社及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消し等が行えない可能性があります。これによって、お客様に生じる損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

【その他のリスク】

将来的な法制度や税制又は政策の変更等により、取引の制限又は税の適用関係の変更等がなされ、現状の各種取扱いが変更となるリスクがあります。

【カバー先】

当社はお客様との取引から生じるリスクの減少を目的としてカバー取引先とカバー取引を行っています。

なお、当社の主要なカバー取引は、以下のカバー取引先のうち複数と行います。

- ・ LMAX Broker Limited (Broker)
(監督当局UK : Financial Conduct Authority)
- ・ Forex Capital Markets Limited (Financial instruments businesses)
(監督当局UK : Financial Conduct Authority)
- ・ NatWest Markets Plc (Bank)
(監督当局UK : Financial Conduct Authority, Prudential Regulation Authority)

【手数料】

外国為替 F X 取引では、取引に応じて以下の手数料が発生します。

手数料の種類	内容
ロスカット手数料	ロスカット注文発注時に、1通貨ごとに0.05円（ただし、20通貨未満の場合は1円）を徴収します。

【クーリングオフの対象にならないこと】

お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

【財産の分別管理の方法】

当社は、お客様が外国為替 F X 取引のために当社に預託した金銭を、日証金信託銀行（東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号）に信託する方法により、自己の固有財産である金銭と分別して管理しています。

外国為替 F X 取引の手続等について

お客様が当社と外国為替 F X 取引を行う際の手続等の概要は、次のとおりです。

1. 取引の開始

(1) 本説明書の交付

はじめに、当社から本説明書及び「GMOコインサービスの重要事項説明書」が交付されますので、内容を漏れなくご覧になり、外国為替 F X 取引の概要やリスクについて十分ご理解の上、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書にご同意ください。

(2) 外国為替 F X 取引口座の開設

外国為替 F X 取引の開始に当たっては、あらかじめ「外国為替 F X 取引約款」その他当社の取引ルール等にご同意いただいた上で、外国為替 F X 取引口座（以下「本口座」といいます。）の開設をお申し込みください。なお、本口座を開設するには、当社所定の口座開設基準を満たすことが必要です。

2. 取引対象の通貨ペア

当社が取り扱う通貨ペアは、次のとおりです。

- ・米ドル／円
- ・ユーロ／円
- ・ポンド／円
- ・スイスフラン／円
- ・豪ドル／円
- ・カナダドル／円
- ・NZドル／円
- ・ユーロ／米ドル
- ・ポンド／米ドル
- ・豪ドル／米ドル
- ・NZドル／米ドル

3. 取引価格

当社は、通貨ペアごとにアスク価格とビッド価格を同時に取引画面に表示しますが、アスク価格とビッド価格に差があります。この価格差を「スプレッド」といいます。

お客様の注文時に取引画面に表示される取引価格は、参考価格として表示されるものであって、約定価格は、当社が注文を受け付けた後、約定のために必要な処理をした時点の取引価格を基準として決定されます。したがって、相場の変動等により、お客様の注文時に取引画面に表示されていた取引価格又はお客様が注文時に指定した価格と異なる価格で約定する場合があります。この価格差を「スリッページ」といいます。スリッページは、お客様にとって有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。

当社が提示する取引価格は、当社のカバー取引先等が提示する取引価格を基に、当社所定の計算方法により決定されます。

4. 相場急変時等における価格配信の停止及び再開について

次のような場合には、当社は、価格配信を停止する場合があります。

- ・当社のカバー取引先等の全てが価格配信を停止したとき。
- ・当社のカバー取引先等が提示する取引価格の全てが市場実勢を反映していないと当社が判断したとき。
- ・市場における取引量の低下等により、適正な取引価格生成ができないと当社が判断したとき。
- ・その他当社が価格配信の停止が必要と判断したとき。

当社は、価格配信を停止した後、当社のカバー取引先等が市場実勢を反映した取引価格を提示していると判断した場合には、価格配信を再開します。

当社は、価格配信を停止している間は、状況に応じ、新規注文の受付を停止することがあります。その場合、すでに受け付けた注文については価格配信を再開した時点の取引価格を基準として約定する結果、証拠金の額を大幅に上回る損失が生じることがあります。

外国為替F X取引を取り扱う事業者によっては、カバー取引先等が異

なる場合があるため、当社の価格配信の停止及び再開の時期や条件が、他の事業者と異なる場合があります。また、相場急変時等においては、各カバー取引先等のスプレッド等が大きく異なる場合があるため、同時期に約定した取引であっても、事業者によって約定価格が大きく異なる場合があります。

5. 取引単位

1 回あたりの最小注文数量及び最小注文単位は新規・決済ともに、1 通貨です。

6. 上限数量

1 回あたりの最大注文数量は新規・決済ともに、50 万通貨です。ただし、ロスカット時を除きます。

また、1 日あたりの最大取引数量は通貨ペアごとに1, 500 万通貨です。

7. 注文の受付

取引画面を操作する方法による注文のみを受け付けます。訪問、電話及び窓口による注文は、受け付けません。

当社は、急激な価格変動によるリスク等からお客様を保護する必要がある場合や、その保有するリスク等に鑑み適切であると認めるとき（当社のカバー先におけるシステム障害等に起因する場合を含みますが、これらに限られません。）は、新規注文の受付を停止する場合があります。

8. 注文の指示事項

外国為替 F X 取引の注文をするときは、当社の取引時間内に、上記「7. 注文の受付」に定める方法により、次の事項を正確に指示してください。

- ・ 注文する通貨ペア
- ・ 売買の別
- ・ 注文数量

- ・成行注文以外の場合は、その入力事項（指値注文、逆指値注文、OCO注文、IFD注文、IFD-OCO注文）及び価格
- ・その他当社が指定する事項

9. 注文の執行

（1）成行注文

成行注文は、お客様が価格を指定せず、通貨ペアと数量のみを指定して発注する注文をいいます。

成行注文の約定価格は、当社が注文を受け付けた後、必要な処理をした時点の取引価格（以下「基準価格」といいます。）を基準として決定されますので、スリッページが発生する場合があります。

成行注文は、お客様が許容することができるスリッページ幅（以下「許容スリッページ」といいます。）を注文時に指定することができます。お客様が許容スリッページを指定した場合において、注文時に取引画面に表示されていた取引価格と基準価格の差が、許容スリッページを超えるときは、注文が失効します。ただし、基準価格が注文時に取引画面に表示されていた取引価格より有利な価格（買い注文の場合には、基準価格（アスク価格）より安い価格、売り注文の場合には、基準価格（ビッド価格）より高い価格）である場合には、許容スリッページにかかわらず、基準価格で注文が約定します。許容スリッページを指定せずに、成行注文を発注した場合には、お客様が想定していた価格と大きく異なる価格で約定する場合がありますので、ご注意ください。

（2）指値注文

指値注文は、お客様が価格を指定して発注する注文です。

指値注文は、注文価格が基準価格より有利な価格である場合には、有効な注文として受け付けられ、不利な価格（買い指値注文の場合には、基準価格（アスク価格）より高い価格、売り指値注文の場合には、基準価格（ビッド価格）より安い価格）である場合には、基準価格で約定します。

買い指値注文は、アスク価格が注文価格以下となった時点で、当該価格を以って全数量を約定し、売り指値注文は、ビッド価格が注文価

格以上となった時点で、当該価格を以って全数量を約定します。

（３）逆指値注文

逆指値注文は、お客様が注文執行のトリガーとなる価格（以下「トリガー価格」といいます。）を指定して発注する注文です。

逆指値注文は、基準価格より不利な価格である場合にのみ、有効な注文として受け付けられます。

買い逆指値注文は、アスク価格がトリガー価格以上となった時点で、全数量を執行し、売り逆指値注文は、ビッド価格がトリガー価格以下となった時点で、全数量を執行します。逆指値注文の約定価格は、当社が約定のために必要な処理をした時点の取引価格を基準として決定されますので、スリッページが発生する場合があります。

（４）取引再開時の注文の執行

当社がメンテナンス等のため取引を停止し、再開した場合において、取引再開時の取引価格が指値注文又は逆指値注文の執行条件を満たしている場合には、当該注文は、取引再開時の取引価格で約定します。したがって、このような場合には、指値注文か逆指値注文かを問わず、スリッページが発生する場合があります。

（５）複数の注文の執行

複数の成行注文は、当社が注文を受け付けた順に執行されます。複数の指値注文及び逆指値注文は、執行条件を満たした順に執行されますが、同時に執行条件を満たした場合には、同時並行で執行されます。

10．両建て取引

同一の通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つことを「両建て取引」といいます。両建て取引については、お客様より申出があった場合には受け付けますが、両建て取引は、お客様にとって、スワップポイントによる逆ザヤやスプレッドを二重に負担すること等のデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。

11．証拠金

外国為替F X取引の新規注文をする場合は、当該新規注文に係る取引

額に、当社が指定するレバレッジ比率を乗じて計算される必要証拠金額（以下「約定時必要証拠金額」といいます。）以上の証拠金を日本円で当社に預託していただきます。

また、お客様が建玉を保有する場合は、営業日ごとの一定の時刻におけるお客様が預託した証拠金預託額（お客様が当社に預託された金銭の残高に、本取引に関しお客様が保有する建玉の評価損益及びロールオーバーによって発生するスワップポイントの額を加減算した金額をいいます。以下同じです。）の額を、当該建玉に係る取引額に当社が指定するレバレッジ比率を乗じて計算される必要証拠金額（以下「維持必要証拠金額」といいます。）以上となるよう証拠金を維持いただく必要があります。

また、必要証拠金額（約定時必要証拠金額及び維持必要証拠金額を総称していいます。）は、新規の注文又は個別の建玉ごとの取引額に、当社が指定するレバレッジ比率を乗じて計算される証拠金額を計算した上で、当該証拠金額を全銘柄分、合算する方法で計算されます。

預託している証拠金は、証拠金預託額が必要証拠金額を下回らない範囲で、引き出すことができます。

1 2．当社が指定するレバレッジ比率

外国為替F X取引においては、お客様は証拠金を預け入れることで注文が可能となり、預け入れた証拠金に対する注文の取引額の比率が、レバレッジ比率となります。当社が指定するレバレッジ比率は次の①及び②のうち、いずれか小さい方とします。

① 25倍

② 為替リスク想定比率（金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第27項第1号に規定する金融庁長官が定める方法により算出した比率をいいます。）に基づく倍率

1 3．ロスカットルール

当社は、相場の変動によって生ずるお客様の損失を限定することを目的として、お客様の証拠金維持率が当社所定の数値を下回った場合その他取引ルールに定める条件が成就した場合には、お客様の全ての注文を

取り消すとともに、全ての建玉を強制的に決済することができます。これを「ロスカット」といいます。証拠金維持率は、次の方法により計算されます。

$$\text{証拠金維持率} = \frac{\text{証拠金預託額}}{\text{本取引に係る必要証拠金額}}$$

当社のシステムは、各お客様の証拠金維持率を巡回しながら監視しており、また、ロスカットの執行には、ある程度の時間を要するため、お客様の証拠金維持率が当社所定の基準を下回ったとしても、必ずしも直ちにお客様の建玉が決済されるわけではありません。したがって、相場が急激に変動した場合には、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。証拠金の額を上回る損失が生じた場合には、その超過額をお支払いただきます。

1 5 . 債務の履行の方法

外国為替 F X 取引に必要な証拠金の預託その他の金銭の支払は、お客様が当社に開設した暗号資産取引口座から本口座に振り替える方法により行われます。お客様が当社に負担している債務の履行を怠った場合には、お客様が当社に預託している金銭及び暗号資産について、その引出しを停止するとともに、当社所定の方法により、債務の充当のために必要な処分をすることがあります。

なお、本口座から暗号資産取引口座への振替可能金額は 1 円以上かつ 1 円単位となります。口座解約時に本口座内の残高が 1 円未満となった際は、当社において残高 0 円として処理できるものとします。

1 6 . 決済の方法

建玉の決済は、反対売買による差金決済によって行われます。差金決済による金銭の受渡しは、本口座における金銭の残高に反映する方法により、原則として、反対売買を行った後、速やかに行われます。なお、現引き及び現渡しの注文は、受け付けません。

17. ロールオーバー

お客様が、建玉を営業日当日中に決済しない場合には、当該未決済建玉は、自動的に翌営業日にロールオーバーされます。

18. 取引の成立等の報告

注文をした外国為替F X取引が成立したときは、当社は、成立した取引の内容を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。また、当社は、取引状況をご確認いただくため、当社所定の報告対象期間ごとに、当社の商号及び登録番号ほか、お客様から受領した金銭の額、受領年月日、成立した都度の取引の内容、お客様の報告対象期間において報告対象期間の末日における建玉及び証拠金の現在高等を記載した報告書を作成して、お客様に交付します。

これらの報告書は、当社所定の期間が経過するまで、取引画面上においてファイルをお客様の閲覧に供する方法により交付されます。

これらの報告書の内容は、必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社に直接ご照会ください。

19. 手数料

外国為替F X取引では、取引に応じて以下の手数料が発生します。手数料については、当該手数料の発生日に本口座から日本円を引き落とす方法により徴収します。

手数料の種類	内容
ロスカット手数料	ロスカット注文発注時に、1通貨ごとに0.05円（ただし、20通貨未満の場合は1円）を徴収します。

20. スワップポイント

スワップポイントとは、取引をした通貨間の金利差相当額をいいます。ロールオーバーするごとに発生し、その都度受払いを行います。

したがって、外国為替F X取引に係る損益を計算する際は、通貨価格の変動の他、スワップポイントの受払いにも影響を受けますので注意が必要

です。スワップポイントは、通貨間の金利差やロールオーバーをする日数をもとに当社が計算し、当社ウェブサイトにおいて公表を行っています。

2 1．当社の概要

商号：GMOコイン株式会社

本店所在地：〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号

設立年月日：平成28年10月11日

電話番号：050-3205-0808

※お電話でのお問い合わせは受け付けておりません。お問い合わせの際は、お問い合わせフォーム、又はチャットをご利用ください。

事業内容：

(1) 暗号資産交換業（登録番号：関東財務局長 第00006号）

(2) 第一種金融商品取引業（登録番号：関東財務局長（金商）第3188号）

(3) 金融附帯業

2 2．お客様からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先

当社は、次の窓口において、お客様の苦情又は相談を受け付けています。

GMOコイン株式会社「お客様相談窓口」

所在地：東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号

対応時間：平日9時～21時（臨時メンテナンス時間を除きます。）

受付方法：お問い合わせフォーム、チャット

2 3．当社の苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

当社は、苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するため、お客様相談窓口を運用する業務部を設置し、適宜、業務部が他部署と連携することができる体制を整備するとともに、社内規則として「苦情処理規程」を整備しています。

また、当社に関する苦情は、以下の窓口にお申し出いただくこともできます。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)
住 所： 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
第二証券会館
電話番号： 0 1 2 0 - 6 4 5 - 0 0 5
受付時間： 月曜日～金曜日 9 時 0 0 分～1 7 時 0 0 分（祝日を除く）

2 4 . 租税の概要

個人が行った店頭における店頭外国為替証拠金取引で発生した利益（売買による差益及びスワップポイント収益）は、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した所得（売買による差益及びスワップポイント収益）は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。金融商品取引業者は、お客様の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名（法人お客様の場合は所在地、法人名）、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

2 6 . 加入している認定資金決済事業者協会及び認定金融商品取引業協会

一般社団法人 金融先物取引業協会

一般社団法人 日本暗号資産取引業協会

（次ページに続く）

通貨関連店頭デリバティブ取引に関する禁止行為

金融商品取引業者（当社）は、金融商品取引法により、顧客（お客様）を相手方とした通貨関連店頭デリバティブ取引、又は顧客（お客様）のために通貨関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下「通貨関連店頭デリバティブ取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

1. 通貨関連店頭デリバティブ取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために通貨関連店頭デリバティブ取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下、同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
2. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて通貨関連店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する行為
3. 通貨関連店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、通貨関連店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、特定投資家である顧客に対する勧誘、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、通貨関連店頭デリバティブ取引に係る2以上の金融商品取引契約のあった者及び勧誘の日に未決済の通貨関連店頭デリバティブ取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
4. 通貨関連店頭デリバティブ取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
5. 通貨関連店頭デリバティブ取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該通貨関連店頭デリバティブ取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下、同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該通貨関連店頭デリバティブ取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
6. 通貨関連店頭デリバティブ取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
7. 通貨関連店頭デリバティブ取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しく

は約束させる行為

8. 通貨関連店頭デリバティブ取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
9. 通貨関連店頭デリバティブ取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
10. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び通貨関連店頭デリバティブ取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
11. 通貨関連店頭デリバティブ取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
12. 通貨関連店頭デリバティブ取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
13. 通貨関連店頭デリバティブ取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
14. 通貨関連店頭デリバティブ取引契約に基づく通貨関連店頭デリバティブ取引行為をすることその他の当該通貨関連店頭デリバティブ取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
15. 通貨関連店頭デリバティブ取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
16. 通貨関連店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該通貨関連店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する行為
17. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により通貨関連店頭デリバティブ取引をする行為
18. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の通貨関連店頭デリバティブ取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として通貨関連店頭デリバティブ取引をする行為
19. 通貨関連店頭デリバティブ取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情

報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。)

20. 通貨関連店頭デリバティブ取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う通貨関連店頭デリバティブ取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
21. 通貨関連店頭デリバティブ取引につき、顧客の実預託額が必要預託額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
22. 通貨関連店頭デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が必要預託額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
23. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること
24. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）
25. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

外国為替 F X 取引に関する主要な用語

■ アスク

お客様が買い付けることができる価格をいいます。オファーともいいます。⇔ビッド

■ オファー

アスクと同じ意味です。

■ 指値注文（さしねちゅうもん）

価格の限度（買いであれば、最高値段、売りであれば、最低値段）を示して行う注文をいいます。⇔逆指値注文

■ 逆指値注文（ぎゃくさしねちゅうもん）

価格の限度（売りであれば、最高値段、買いであれば、最低値段）を示して行う注文をいいます。建玉を保有している場合において、逆指値注文をすることにより、損失の拡大を限定することができます。⇔指値注文

■ 決済注文（けっさいちゅうもん）

建玉を決済し、損益を確定するための注文をいいます。⇔新規注文

■ 差金決済（さきんけっさい）

通貨の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受する方法により決済することをいいます。⇔受渡決済

■ 証拠金（しょうこきん）

外国為替 F X 取引の契約義務の履行を確保するために、お客様が当社に差し入れる保証金をいいます。

■ 新規注文（しんきちゅうもん）

新たに建玉を保有するための注文をいいます。⇔決済注文

■ スプレッド

アスク価格とビッド価格の差をいいます。

■ スリッページ

お客様の注文時に取引画面に表示されていた価格又はお客様が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があることをいいます。

■ スワップポイント

取引をした通貨間の金利差相当額。高金利の通貨を買い、低金利の通貨を売れば金利差が発生し受取になり、逆の場合は支払になります。ドル円

の取引で買建玉を建てた場合、低金利通貨の日本円で、高金利通貨を買っているのでスワップポイントを受け取ることができます。

■ 建玉（たてぎょく）

新規注文の約定によって生じる権利義務等をお客様が保有する状態をいいます。新規注文が売りの場合には、売建玉、買いの場合には、買建玉といいます。

■ 反対売買

建玉を決済するために、買建玉の場合には、売付取引、売建玉の場合には、買付取引をすることをいいます。

■ ビッド

お客様が売り付けることができる価格をいいます。⇔アスク

■ 両建て取引（りょうだてとりひき）

同一通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に保有することをいいます。

■ レバレッジ

差し入れた証拠金の額よりも大きな金額の取引が可能であることをいいます。例えば、1万円の証拠金により10万円の取引が可能であることをレバレッジ10倍といいます。

■ ロスカット

お客様の損失が所定の水準に達した場合、当社が、リスク管理のため、お客様の建玉を強制的に決済することをいいます。

■ ロールオーバー

同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すことをいいます。

以上